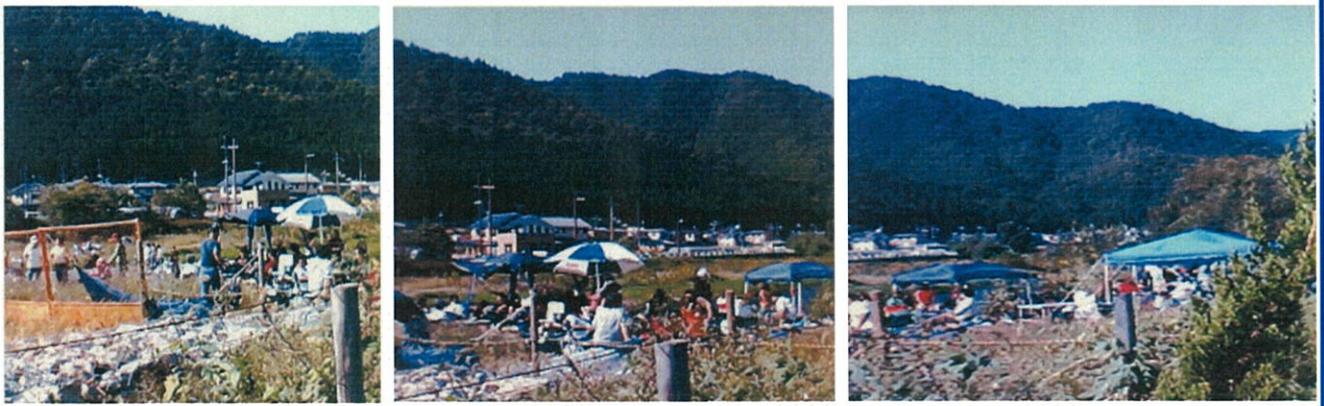


京都府鴨川条例制定までの流れ (抜粋)



柘野運動公園付近でのBBQの状況です(平成10年頃)



鴨川水位 1 時間に 135cm 上昇・鴨川納涼初日中止・全員退去



第35回鴨川納涼(平成16年8月7日(土)左京方面で集中豪雨



平成10年(1998)頃から、鴨川と高野川合流点や柘野堰堤上流付近ではBBQに多くの方が訪れ、まるで海水浴場の様な状況でした。
 特にマナー違反が多く、BBQを終えて帰りにゴミや用具などを川に投げ込む状況でした。
 この様な状況を規制するため、以前から鴨川独自の条例を早急にと、要望して参りました。
 今回の増水問題を機に治水や環境問題等今一度見直し、良好な河川環境を維持する為に当会として河川管理者の京都府知事に強く要望、実現に向かいました。
 第1回鴨川流域懇談会(座長:中川博次氏京都大学名誉教授・河川工学)と有識者(10名)にて平成17年(2005)3月26日→平成18年3月18日 会議は5回開催されました。
 第1回京都府鴨川条例(仮称)検討委員会(座長:金田章裕氏・京都大学大学院教授)平成18年(2006)6月23日→平成19年(2007)1月16日 第1回会議(会議は4回開催される)府議会を経て平成19年(2007)7月10日に公布され、平成20年(2008)4月1日施行されました。
 <鴨川府民会議・鴨川四季の日・府民活動の推進>



<鴨川条例提言のきっかけ>

取材記事：京都新聞 8月8日(日)朝刊に掲載

鴨川河川敷が水没

府南部豪雨 左京1時間に76ミリ

京都市や京田辺市など京都市府南部で七日夕方、市左京区で午後七時から雷を伴う激しい雨が降った。府の観測では、京都を記録した。各地で民家の浸水や道路冠水、落雷による停電などの被害



鴨川が増水して河川敷が水没したため、避難する「鴨川納涼」の参加者たち (7日午後7時3分、京都市中京区・三条大橋下流)

七日夕方から夜にかけての激しい雨で、京都市内を中心に建物への浸水や落雷による停電などが相次いだ。

が出たほか、京都市内の鴨川の水位が急上昇し、河川敷で開かれていたイベントの参加者が慌てて避難する騒ぎもあった。

(31面に関連記事)

京都地方気象台によると、上空に弱い寒気が流れ込んで大気の状態が不安定になったため、午後五時から一時間に京田辺市で三七・五ミリ、京都市左京区の花背峠で二六ミリの雨が降った。府南部全域に一時、大雨・洪水警報が発令された。

中京区の三条―四条間の鴨川河川敷では、鴨川を美しくする会主催のイベント「鴨川納涼」が開かれていたが激しい雨で水位が上昇し、三条大橋付近の河川敷が水没したため、京都府警が避難を指示した。参加者はひざまで水につかりながら急いで道路に上がっていた。

府南部豪雨

冠水、交通支障も

で計千二百五十戸への送電がストップした。復旧には最大約三時間かかった。京都府警によると、京都市井手町などでも落雷で東山区東大路通を身が一時消え、復旧まで



激しい雨で増水した鴨川。イベントの関係者が乗り入れていた自動車が水につかった(7日午後7時16分、京都市中京区・三条大橋付近)

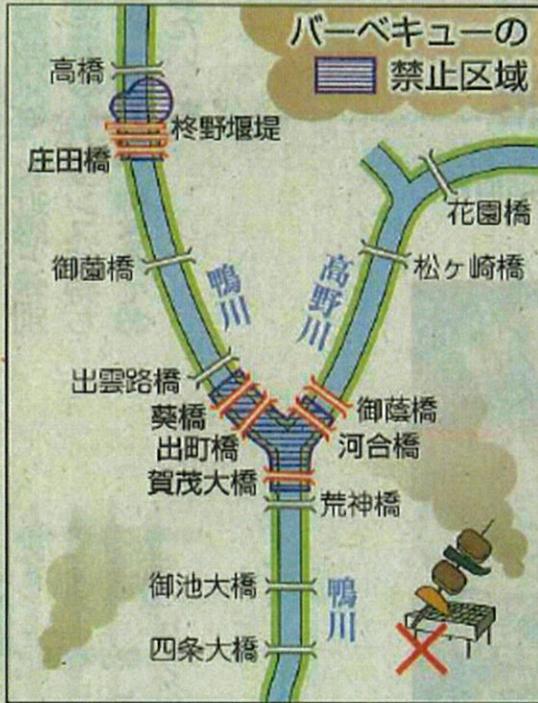
2004. 8

京都

鴨川BBQ どこまでOK?



鴨川べりでのバーベキューを禁止する看板(28日、京都市左京区・出町橋付近)―撮影・安達雅文



府民会議議論 「全面禁止」「一部容認」

自然豊かな鴨川べりでのバーベキュー(BBQ)、どこまで認めるべきか。京都府民や有識者でつくる「鴨川府民会議」で議論が始まっている。現在は府の条例で2地区のみを禁止しているが、BBQができる場所を特定した上で、全面禁止も視野に見直すべきとする意見が会議メンバーから出ている。

かつては春先から、そここでみられた鴨川でのBBQ。しかし、ごみや騒音

が問題になり、2008年4月から府鴨川条例により、特に利用が多かった終野地区(京都市北区)と、出町地区(上京区、左京区)が禁止区域になった。中止命令に従わなければ5万円以下の罰金が科される。

禁止区域外でも、賀茂川通学橋(北区)団栗橋周辺(下京区)などでは、一部を除いて、迷惑行為を禁じる府立都市公園条例に基づき、府がBBQをしないよ

う自粛を求めている。

先ごろ開かれた府民会議では、府が禁止区域外でBBQ客にごみの適切な処理を指導した事例が昨年度55件あったと報告した。座長を務める金田章裕京都大名誉教授は「河川沿いが市街化して住宅への影響が出やすくなっており、禁止区域外から警察に苦情が寄せられている」と発言。積極的にBBQ客を受け入れていく背割堤(八幡市)を紹介し、特定箇所のみ容認した上で全面禁止とする選択肢を示した。

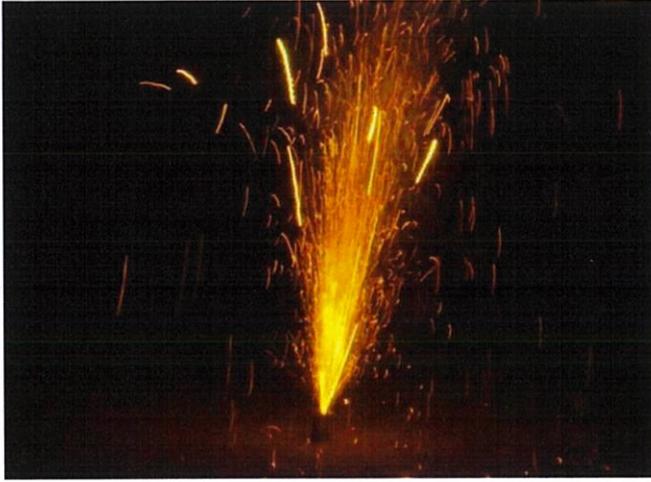
会議委員で鴨川を美しくする会の杉江貞昭事務局長は、禁止区域拡大の必要性を訴えた上で、京都市が所有する笛谷キヤンプ場(北区)の活用を提案した。ただ、「鴨川下流では、地域住民が川沿いで食事などを楽しんでいる」と全面禁止に反対する委員もあり、今後も議論が続けることになった。

同会議はこれまで、鴨川上流の産業廃棄物撤去や、河川敷を利用した「ギャラリ」設置を提案、府が実現してきた。区域の見直しも結論が出れば、府の施策に反映される可能性が高い。議論の行方が注目されそうだ。

(笹井勇佑)

川の困ったことを知ろう 打ち上げ花火

- 夜には打上花火やロケット花火で騒がしく、危ない状況でした。



川の困ったことを知ろう バーベキュー

- 多くの方がバーベキューを行ったため、周辺では煙とにおいがひどくて窓も開けられませんでした。



柗野堰堤の上流(禁止前)

川の困ったことを知ろう 落書き

○ ベンチや看板など多くの箇所にペンキ等で落書きされています。2019年(令和元年)の5月にオーストラリアの旅行者が逮捕。



ベンチの落書き



除去作業

川のコまったことを知ろう 鴨川条例で規制

○ 京都府では、2007年(平成19年)に鴨川条例を制定し、迷惑行為を規制しています。



バーベキュー等の^{きんし}禁止



自転車等の^{ほうち きんし}放置禁止



打ち上げ花火等の禁止

落書きの禁止

全域で落書きを禁止します。違反すれば罰金(5万円以下)が科せられます。

自動車・バイク乗り入れ禁止



自転車等の放置禁止

